

公認心理師法案 新旧対照表

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) 抄 (附則第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係)	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係)	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
		課税標準	課税標準
		税率	税率
(略)	(略)		
三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 (注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第十条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号) 第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場	三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 (注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第十条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号) 第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場		

(略)	<p>(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
(略)	<p>(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
(略)	<p>(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。</p> <p><u>十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。</u></p> <p>十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。</p> <p>十四～九十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。</p> <p>（新設）</p> <p>十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。</p> <p>十四～九十七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜八十八 （略）</p> <p>八十九 精神保健福祉士に関すること。</p> <p>八十九の二 <u>公認心理師に関する事務のうち所掌に係るもの</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>九十 老人の福祉の増進に関すること。</p> <p>九十一〜百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜八十八 （略）</p> <p>八十九 精神保健福祉士に関すること。</p> <p>（新設）</p> <p>九十 老人の福祉の増進に関すること。</p> <p>九十一〜百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）抄（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第八十九号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>八十九の三 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。</p> <p>（略）</p>	<p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>八十九の二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。</p> <p>（略）</p>

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）抄（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第八章 文部科学省関係（<u>第百五条―第百十六条の二</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第八章 文部科学省関係</p> <p>（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正）</p> <p>第百十六条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（公認心理師法の一部改正）</p> <p>第百十六条の二 <u>公認心理師法（平成二十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。</u></p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第八章 文部科学省関係（<u>第百五条―第百十六条</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第八章 文部科学省関係</p> <p>（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正）</p> <p>第百十六条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九章 厚生労働省関係

第九章 厚生労働省関係

<p>附則第十条の規定による改正後の行政不服審査法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律による改正</p>	<p>現 行</p>
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） 第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>